

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加算注3) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カザフスタン	アスタナ市救急医療センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の交換公文	アスタナ市救急医療センター整備に必要な 1.車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	454,000千円 H15.3.31まで	H14.7.11 アスタナ で (同日)	日本側 角崎利夫在カザフスタン大使 カザフスタン側 カシムジョヤルト・トカーエフ国務長官兼外務大臣	H16.4.15 127号
カザフスタン	クジルオルダ市地域病院医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の交換公文	クジルオルダ市地域病院医療機材整備計画を実施するために必要な 1.機材及びその租付けに必要な役務の供与 2.車両及びその調達に必要な役務の供与 3.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	467,000千円 H15.3.31まで	H15.1.29 アスタナ で (H15.3.28)	日本側 角崎利夫在カザフスタン大使 カザフスタン側 カイラト・アブセイトフ外務省第一次官	H16.10.7 667号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

カザフスタンとの無償資金協力取極一覧